

令和7年度鳥取県トップアスリート（オリンピアン・パラリンピアン）派遣事業実施要項

体育保健課

1 目的

オリンピック・パラリンピック教育を通して、フェアなプレイを大切にしたり、スポーツは民族や国、人種や性、障がいの違いなどを超えて人々を結びつけていることを知るとともに、児童生徒のスポーツの意義や価値等に対する理解・関心の向上、国民の幼少期から高齢期までの生涯を通じた運動・スポーツへの主体的な参画の定着・拡大を図る。

また、オリンピアン・パラリンピアン等との出会いを通して、児童生徒が運動・スポーツへ関心を高め、運動習慣の定着と体力及び運動意欲の向上を図る。

2 事業について

(1) 内容

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、オリンピック、パラリンピック又は国際大会等に出場した選手や代表コーチ等による講話、実技指導、交流体験等の実施を希望する学校へオリンピアン・パラリンピアン等を派遣する。（選手等との交流をオンラインで行うことも可能である。）

(2) 事業対象

公立小・中・義務教育学校、県立高等・特別支援学校

(3) 事業主体

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

(4) 県の事務

ア 実施校の決定

イ オリンピアン・パラリンピアン等との連絡調整及び派遣依頼

ウ オリンピアン・パラリンピアン等への謝金及び旅費の支払い

エ アンケート、報告書のまとめ及びホームページの掲載

(5) 市町村の事務

ア 管内学校への事業の周知、事業実施希望の取りまとめ及び各種様式の県への提出

イ 実施校の要望に応じて外部人材の派遣に対する情報提供等の協力・支援

(6) 学校の事務

ア 交流計画書（様式2）の作成、提出

イ アスリートの来校に向けた事前準備、児童生徒への事前・事後指導

ウ 事業実施報告書（様式3）の提出

※交流計画書（様式2）及び事業実施報告書（様式3）の各様式は実施校に送付

3 応募について

手続き

（1）提出書類…事業実施計画書（様式1）

（2）提出締切…令和7年5月16日（金）午後5時まで

（3）提出方法…県立学校は、照会文書データベースの返答文書により提出

市町村（学校組合）教育委員会は学校業務支援システムの文書連絡により提出

4 実施校の決定

県は提出された書類の内容を審査し、実施校（3校）を決定する。

5 事業実施

（1）実施校決定後は、派遣オリンピアン・パラリンピアン等の希望、日程の詳細等について体育保健課と打合せを行う。

（2）アスリートの承諾が得られた場合は、実施校担当者とアスリートが直接授業の詳細について打合せを行う。

6 事業報告

事業終了後、以下の書類を体育保健課に提出する。

（1）提出書類…事業実施報告書（様式3）

- (2) 提出締切…事業終了後1ヶ月以内又は、令和8年3月6日（金）のいずれか早い日までに提出
- (3) 提出方法…県立学校は、電子メールにより提出
市町村（学校組合）教育委員会は、学校業務支援システムの文書連絡により提出

7 経費負担

オリンピアン・パラリンピアン等派遣に係る費用（謝金・旅費）は、事業実施報告に基づき、予算の範囲内で県が負担し、派遣者本人に支払う。

- (1) 謝金単価…オリンピアン・パラリンピアン及び代表コーチ等1回（1校）につき
100,000円（税込み）

- (2) 旅 費…県の旅費規程に準じて支給する。

※パラリンピアンに対して介助者が必要な場合、介助者については旅費のみ県が実費負担する。

8 事業期間

本事業の実施決定を受けた日から、令和8年2月27日（金）までとする。

9 その他

- (1) オリンピアン・パラリンピアン等との交流については報道機関に資料提供を行う。

- (2) 当課のホームページに実施校から提出にあった報告書等を掲載する。

- (3) これまでに実施校になっていない学校を優先して選定する。

10 問合わせ先

鳥取県教育委員会事務局体育保健課 学校体育担当 綱本

電 話 0857-26-7522

ファクシミリ 0857-26-7542

メールアドレス tsunamotod@pref.tottori.lg.jp